

【伊吹山自然再生協議会】第4回協議会議事要旨

日 時 平成21年2月16日(月) 13:30～17:00

会 場 米原市役所 米原庁舎

出席者 村瀬会長、野間委員、須藤委員、溝口委員、柴田委員、吉田委員、森田委員、
犬飼委員、清水委員、中山委員、佐藤委員、高橋委員、森委員、藤井委員、
筒井委員、須田委員、松岡委員、中嶌委員、膽吹委員、要石委員、鮎川委員
(21名)

*出席者には一部代理出席を含む。

議題 「伊吹山再生全体構想(案)」と「伊吹山自然再生事業実施計画(案)」について

「伊吹山再生全体構想(案)」と「伊吹山自然再生事業実施計画(案)」について事務局から説明後、協議された。その結果、「伊吹山再生全体構想(案)」は、一部修正はあるものの承認された。また、「伊吹山自然再生事業実施計画(案)」については、了承された。全体構想の位置付けについては、今後、取り組むべき課題や取組方針を挙げているものであり、具体的な取組内容等については、次年度以降検討していくということで委員の了解を得た。

自然再生事業実施計画については、全体構想のお花畑の維持・復元について、協議会のメンバーである滋賀県と米原市が平成21～23年度に実施する自然再生事業の計画であり、その実施内容について委員の了解を得た。

議事

1. 伊吹山再生全体構想案について

1.1 伊吹山の概況，課題，これまでの保全活動の成果(構想案 P.1～23)について

- ・P.2 に「湖北のランドマーク」とあるが、伊吹山は湖西からも見えるので「湖国のランドマーク」としてはどうか。
- ・P.7～8 動物相の説明において、米原市はホテルに重点をおいているのにその記述が十分でないように思う。一方で、イヌワシに重点が置かれているが、公表するとさらに人を呼ぶことになりかねないので配慮が必要と思われる。
- ・P.19 の採掘による景観への影響について、伊吹山の景観の変貌の要素には形の変貌もある。今の文章では「年月を経れば形も含めて元の景観に戻る」と読めてしまうのでは。
- ・ヒメボタル，イヌワシ等については専門家の意見等も踏まえ、全体構想にどのような形で記載するか検討したい。

1.2 自然再生の目標，目標達成のための取組方針(構想案 P.25～30)について

(1)お花畑の維持・復元等について

山頂山小屋付近の植栽について

- ・山頂山小屋周辺で野草群落を掘り起こして、山頂にはない植物や園芸種などを植栽するといった行為がみられる。
- ・山頂山小屋の人の行為はほめられたものではないが、訪れる多くの人が山小屋周辺のお花畑が美しく種類も多いので写真を撮っている。私も注意しているが、「3合目でも同じようなことが行われているのになぜ山頂はだめなんだ」と言われる。昭和30年代以前はどのような植生環境だったのか、本来あるべき姿を説明し、彼らに納得してもらう必要がある。

獣害について

- ・山頂の外来種について、地球温暖化でこれまで山頂ではみられなかった動物が上ってきており、外来植物にも動物が運んだものがあるのではないかと。また、シカやクマを見る機会が増えた。自然再生事業を進めていく中で動物の状況も把握して頂きたい。
- ・動物については特にシカが増えており、シカによる植生被害もみられる。今後、頭数制限も視野に入れて、注意していく必要がある。
- ・お花畑内にもシカによる「けもの道」がつけられている。頭数調査など動物調査が必要である。

外来植物への取組方針について

- ・今年度、私たちは、伊吹山に外来植物の侵入調査を行ったが、かなりの勢いで増えている。中には、外来生物法が示す要注意外来植物や日本生態学会が選定した日本の侵略的外来種ワースト100の中の植物も含まれている。このようなことを考えると、早急なる対応策が必要で、手遅れになるのではないかと。
- ・外来種もいろいろな種があるので、それぞれの種に適した対策を協議会で検討し、方法を周知徹底した上で対策を実施していく必要がある。

ドライブウェイ沿道でのイヌワシ観察に対する取組方針について

- ・ドライブウェイ沿道の保護区域では草刈りもできないということか。
- ・外来植物が繁茂したような場合は、自然植生に影響を与えないような方法で駆除して行きたいと考えている。

保全活動団体等について

- ・P.27の「保全活動団体の組織・人材の育成」の保全活動団体とは、どういう団体を指すのか定義はあるのか。受益者負担制度については、受益者が負担したお金をどこが管理するのか、どこの団体にそれは還元されるのか、専門家の派遣もあるがどこに対してするのか、明記がないまま決めてしまうのは危険だ。「伊吹山を守る会」が主体で、その組織の中に各保全活動団体が位置づけられていけばいいのだが、組織を一元化しないと問題があるのでは。

- ・新たな保全活動団体については協議会ではかることとしたい。再生事業については、現段階では「自然再生協議会」が中心になって協議しながら進める。徐々に地元でやっていた段階になれば、ルールを決めて「伊吹山を守る会」などが中心になって一元化した形でやっていきたい。また、「受益者負担制度」の具体的な内容については、今後協議会ではかっていきたい。

(2) 景観の維持・創出について

採石場の緑化について

- ・「緑化が困難な部分については引き続き有効な緑化手法の調査検討を行う」とあるが、調査検討とは具体的に何をするのか。
- ・緑化手法の調査検討については、鉱山側でも試行錯誤をしてやって頂いていると思うが、今後、協議会で具体的には検討させて頂けたらと思う。
- ・鉱山側でいろいろ努力して頂いていることは承知しているが、緑化の専門家を入れるなどして、もっと期間を絞って徹底的にやらないと、緑化にはまだまだ遠いと思う。事業者任せにせず、別途、専門家を入れて取り組む必要がある。また、これまでの緑化実績の総括も必要ではないか。
- ・様々な分野の専門家に指導してもらわないと難しいのではないか。緑化だけでなく緑化対象地での外来種対策についても同様に、植物相、動物相、生態系等についての学識者による科学的データに基づいた指導が必要である。
- ・昨年、緑化地を見せて頂いたが、緑化が進んでいないのが現状である。スケジュール化するなどある程度具体化してほしい。

スキー場について

- ・スキー場は、昨年9月以降、営業されていないようである。使われていない施設や老朽化した施設を地元、市、県はどう考えているのか。なんとかして頂きたい。
- ・構想の中でも事業者の役割が書いてあるように、自然再生協議会は、事業者も含め、協議会の構成員である各委員が取り組むべき内容について話し合う場である。全体構想は行政が指導して何かをさせるといった計画ではないことをご理解いただきたい。(事務局)
- ・スキー場については、行政に責任を追及するのではなく、この協議会でどうしていくのかを議論すべきではないか。
- ・スキー場の事業者については、米原市が管理者であり交渉している。

(3) 歴史文化の再発見について

- ・景観を知る上で昔の人がどのように伊吹山を見ていたかという歴史資料の収集を、事業実施計画に盛り込んで頂きたい。
- ・伊吹山についての歴史資料は旧伊吹町の時代から主要なものは集めている。(事務局)
- ・事業実施計画はお花畑の復元に関する事業計画なので、この事業計画の中には入れられないが、歴史資料の収集は大事なことなので検討したい。(事務局)

(4)エコツアーリズムについて

- ・エコツアールートについては、弥高，上平寺についてはルートがあったが、弥高の方は登山者もいないし、結局だめになってしまった。岐阜県の笹又ルートあたりはどうか。
- ・百名山事業で弥高を経て上平寺に降りるルートがあったが、今では草が茂ってしまっている。また笹又ルートの方は笹又から北尾根に向かう道もあり、岐阜県側で草刈りをされているが、貴重な植物が多いので動植物の保全も検討した上でルートを考えたい。

1.3 広域的な取組，その他自然再生に必要な事項，役割分担(構想案 P.31～34)について

- ・役割分担の中の受益者負担制度は滋賀県，米原市，日本自動車道の役割となっているが、今後、協議会としては関わらないということか。
- ・協議会において、検討していくということである。
- ・受益者負担制度については、滋賀県や米原市が企画した内容について協議会での協議を経て私共ドライブウェイに流れてくるのか、私共も企画段階から参加して3者で話し合うという流れになるのか。また、その時期はいつ頃になるのか。
- ・協議会の前に、3者で素案を検討した上で、協議会で検討することになると考えている。時期については決まっていない。(事務局)

2. 伊吹山自然再生事業実施計画案について

2.1 事業区域について

- ・事業計画区域に3合目まで入れて頂けないか。
- ・3合目はスキー場との関係があり、1合目はパラグライダーとの関係がある。この実施計画は滋賀県と米原市の行う事業計画であり、事業計画に1～3合目を入れることは難しい。しかし、1～3合目には貴重な植物も多く、事業者やボランティアの協力も得て、保全活動を進めたいと考えている。

2.2 重要植物・植生等の保全対策について

(1) ドライブウェイ沿いの植物保全について

- ・イヌワシの餌付けは、今では行われていないと認識している。現在でもあるという情報があるのか。そういうことであれば、私共でも看板を設置するとか、餌付けをしている人に対して直接働きかけをするので、情報を寄せて頂きたい。
- ・今でも餌付けは行われている。以前よりやり方が巧妙になってきている。ドライブウェイのパトロールがない時にやっている。私も調査に同行したが、ドライブウェイ沿いの踏みつけはひどく、草刈りまでされており、さらにエスカレートすることが懸念される。現在、エリアAの端から150m北側、駐車スペースのあるところ辺りまでに観察者が集中しており、エリアAを北側に広げるくらいのことが必要ではないかと考えている。
- ・ドライブウェイ沿いにはチチブ lindowなどの貴重な植物がある。ここでフランスギクの抜き取りをしている団体があるが、きちんとした科学的データに基づいているのか。フランスギクの抜き取りの際にコケをはがしてしまっている。またホソバノツル lindowは丈の高い草を伝う植物なので、草刈りも影響がある。学識者や専門家の指示のもとに外来種対策や草刈りなどを行う必要がある。
- ・フランスギクの除去はチチブ lindowやイブキコゴメグサの保全のためにやっている。フランスギクを除去しないと日照条件が悪化し、チチブ lindowがなくなってしまう。
- ・フランスギクについては根元から掘り起こすと、他の植物に影響があるので結実前に刈り取る等の方法が必要だと思う。チチブ lindowの生育条件がまだ不明なので、できるだけ現状を壊さない方がよい。

(2) 外来植物侵入対策について

- ・これまで遷移対策としてアカソやササを除去された跡が裸地になりヒメジョオンが繁茂している。今後、アカソやササを除去していくならば、ヒメジョオンなど外来種が入った場合にどのように対処するのか。
- ・確かにアカソの株を掘り起こした跡に裸地ができ、ヒメジョオンが入った。しかし、自然の群落の中にはヒメジョオンはほとんどみられず、一年草であるし、そのまま置いておいても自然になくなると考えている。今後も調査を継続し、ササや低木群落の拡大が進んでいるところには遷移対策をしていく予定だが、必要以上に伐採して全面的にお花畑にするつもりはない。多様性を維持するためにも様々な植生を残

していく。

(3)施設整備について

- ・東遊歩道では、毎年怪我人が出ている。整備を急いでほしい。緊急を要する応急措置的なことも検討されたい。
- ・お花畑への踏み込みはカメラ撮影によるもので、その時々撮影対象となる植物によって踏みこみの場所が変わる。可動式の看板も検討して頂きたい。
- ・山頂遊歩道について、西遊歩道は上りに、東遊歩道は下りに使用するということは以前から看板を立てて明示してもらっているが、心ない人にその看板が3回にわたって壊されている。
- ・東遊歩道は岩場が多く滑りやすく、危なくて下りには使えない。整備して頂きたい。整備されれば西遊歩道から上り東遊歩道を下るというルールが守られると思う。
- ・東遊歩道を極端に整備すると利用する観光客が増えて、お花畑が荒らされてしまうおそれがある。また石灰岩地形を残したいので、全面ならしてしまうような歩道整備はどうかと思う。